

# 令和4年第8回玉名市農業委員会総会議事録

令和4年8月5日（金）午後2時 玉名市役所 第2委員会室

1. 本日の出席農業委員は、次のとおりである。

1番	下川 安	2番	高田 優子	3番	村上 孝夫	4番	岡田 正治
6番	土田 健一	7番	田端 末雄	9番	岡村 栄一	10番	澤村 哲志
11番	木村 昌治	12番	西本賢二郎	13番	中島 浩輔	14番	徳井 勝美
16番	高島 尚	17番	中山 一久	18番	田上 靖晃	19番	丸山 和則

2. 本日の欠席農業委員は、次のとおりである。

5番 坂本 正敏    8番 本田多美子    15番 境 浩之

3. 本日の出席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。

推3 田中 正通    推9 平野 雅久

4. 本日の欠席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。

5. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

局長 小山 博            次長 宮本真由美    係長 園木 俊範  
主任 大原 三和

6. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。  
0名

## 議 題

- 第38号 農地の買受適格者証明願（耕作目的）について
- 第39号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第40号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 第41号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第42号 農用地利用集積計画の決定について

## 報 告

- 第21号 農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について（18条）
- 第22号 農地の形状変更届出について
- 第23号 許可書返納届について

## 1. 開 会

○事務局長（小山 博君） 皆さん、こんにちは。コロナ感染拡大の影響で急きょ昨日御連絡いたしまして、農業委員だけの招集、それと委員説明がございます推進委員2名の出席ということで開会させていただきますので、よろしくお願いします。

本日は農業委員総数19名のうち、5番、坂本委員、同じく8番、本田委員より欠席の届け出が出ており、17名の御出席であります。農地利用最適化推進委員のほうから、推進委員3番、田中推進委員と同じく9番、平野推進委員の2名の御出席をいただいております。

玉名市農業委員会会議規則第7条の規定により会議は成立しておりますので、ただいまから、令和4年第8回玉名市農業委員会総会を開会いたします。

-----○-----

## 2. 会長挨拶

○事務局長（小山 博君） まず、下川会長より御挨拶をいただきまして、引き続き、会議規則第5条の規定により議長をお願いし、議事の進行をお願いいたします。

○会長（下川 安君） それでは皆さん、こんにちは。

本当にコロナ感染が多くなっていますけれども、そんな中の総会ですけれども御出席をいただきましてありがとうございました。

昨日県の宣言も出ていますし、それから、昨日は人・農地プランの玉名市からのほうの話し合いがあったんですけれどもそれも中止になったので、これは今日の総会は、全体でなくして議決権のある農業委員だけでやろうじゃないかということで、急きょ農業委員ということになりました。それから、議案に関係ある推進委員にも御出席をいただくということで、今日の総会を開催させていただきましたので、よろしくお願いしますと思います。

本当にコロナが爆発的に増えています。どこまで続くのかわかりませんが、本当に予防対策それぞれ個別にさせていただきまして、過ごしていただきたいと思っています。早く収束がなればなあと思っています。

それからもう一つは、本当に毎日暑い日が続いています。熱中症アラートあたりも出ていますし、何となくこういうふうにやってみると気がめいてくるみたいですので、皆さんにも本当に気をつけていただきたいと思っています。

それから8月、今月は耕作放棄地のパトロールもありますので、暑い中ですが体調に十分留意されて、調査の御協力のほうをよろしくお願いします。

そういうことで、審議のほうに早速入りたいと思いますので、よろしくお願いします。

-----○-----

### 3. 議事録署名委員指名

○議長（下川 安君） それでは、議事のほうに入りたいと思います。

本日は、第38号から42号までの29件の議案審議、第21号から23号までの10件の報告があります。

皆様方の慎重なる御審議をよろしくお願い申し上げます。

本日の議事録署名は、委員番号10番の澤村哲志委員と11番の木村昌治委員にお願いいたします。

なお、発言の際は、委員番号及び氏名を述べた上で発言をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

-----○-----

### 4. 議 事

○議長（下川 安君） それでは始めに、議第38号農地の買受適格証明願（耕作目的）についてを議題といたします。申請件数は1件です。

買受適格証明願とは、競売や公売に出された農地の購入の希望者が、入札時に必須とされている買受適格証明、その発行を農業委員会に求める願い出のことで。今回の審議では、農地法第3条の附帯決議が求められており、この証明願をもって農地法第3条許可申請に代わる審議も兼ねることになります。

流れといたしましては、買受適格証明書の交付を受けた願出人が、計画後に農地法第3条の許可申請をした場合、改めて農業委員会総会の審議はせず、今回の審議意見を付して許可をすることになりますので、よろしくお願い申し上げます。

では、事務局のほうから説明をお願いします。

○事務局長（小山 博君） 事務局、小山です。1ページをお願いいたします。

議第38号、農地の買受適格証明願（耕作目的）について。下記のとおり競売に付される農地の買受適格証明願を承認するものとする。令和4年8月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

1番、大浜町の申請人で、競売物件が大浜町の田2,284㎡、入札日は、令和4年8月30日から9月6日までで、同年9月12日に開札が行われます。

なお、付帯決議といたしまして、1ページの下段に記載してありますが、買受適格証明の交付を受けた者が、最高価買受申込者となり、3条許可申請がなされた場合は、この審議をもって意見を付して許可するものであります。

以上でございます。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。

説明が終わりましたので、委員の説明をお願いします。

○推3番（田中正通君） 農業委員、坂本に代わりまして、推進委員3番の田中が御説明いたします。

1番の案件について説明いたします。

願出人は主に水稲、麦を栽培している兼業農家の方で、規模拡大を図るため申請されるものです。農作業従事者は本人と子ども、その妻の3人で、農機具と田植機、トラクター、刈払い機等も一式所有しておられ、取得後は水稲、麦を作られる予定です。下限面積要件、耕作従事要件などを確認し、農地法第3条第2項の各号の不許可の要件に該当しないと考えられますので、買受適格証明の交付はできるものと判断いたします。

また、この所有者の競売物件は2件出ておりまして、7月の総会で審議した物件は別のものになります。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（下川 安君） ありがとうございます。

耕作目的の買受適格証明願について、委員の説明が終わりましたが、皆さんのほうから御意見、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（下川 安君） 御意見、御質問がなければ採決のほうに移りたいと思います。

議第38号、農地の買受適格証明願について、原案どおり承認することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） ありがとうございます。採決の結果、異議なしと認め、議第38号につきましては、承認することに決定いたしました。

続きまして、議第39号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。申請件数は6件です。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（小山 博君） 事務局、小山です。2ページをお願いいたします。

議第39号農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の所有権移転及び使用収益権設定許可申請について許可するものとする。令和4年8月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

1番、横田と大浜町の申請人で、宮原の田1,640㎡を相手方の要望と規模拡大のため賃貸借権を設定するものです。

2番、片諏訪の申請人で、宮原の畑564㎡を農業者年金受給のため使用賃貸借権を設定するものです。

3番、岱明町の申請人で、岱明町浜田の田265㎡を親戚に贈与するものです。

3 ページをお願いいたします。

4 番、横島町の申請人で、横島町横島の田 1 4 7 m<sup>2</sup>を農業者年金受給のため使用貸借権を設定するものです。報告第 2 1 号 3 番と関連しております。

5 番、愛知県江南市と横島町の申請人で、横島町横島の田 2, 1 8 9 m<sup>2</sup>を兄に贈与するものです。

6 番、天水町の申請人で、天水町小天の畑 1, 6 4 6 m<sup>2</sup>外 1 2 筆、計 1 9, 9 2 3 m<sup>2</sup>を農業者年金受給のため使用貸借権を設定するものです。

以上 6 件、合計 2 4, 7 2 8 m<sup>2</sup>につきまして、農地法第 3 条第 1 項各号の禁止規定から申請内容を審査し、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係も問題がないこと、許可要件の全てを満たしているものと判断し、御提案しております。

去る 8 月 3 日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） 事務局の説明が終わりましたので、受付番号 1 番から順に委員の説明をお願いいたします。

それでは、1 番をお願いいたします。

○推 3 番（田中正通君） 推進委員 3 番、田中です。

個人の要望により規模拡大する借人が 1 0 年契約で貸借権を設定するもので、下限面積も満たしておりますし、問題ないと思われま。

よろしくをお願いいたします。

○議長（下川 安君） ありがとうございます。

続きまして 2 番をお願いいたします。

○7 番（田端末雄君） 農業委員 7 番、田端です。2 番の案件について説明します。

申請人は農業者年金受給のための親子間の賃借を設定するものです。何ら問題ないと思います。以上です。

○議長（下川 安君） ありがとうございます。

続きまして、3 番をお願いいたします。

○1 3 番（中島浩輔君） 農業委員 1 3 番、中島です。3 番の案件について説明いたします。

申請内容は贈与です。譲渡人と譲受人は親戚関係です。譲受人の隣接する水田がありまして、お互い利便性を考えられたと思います。

現地調査の結果、問題ないものと思われました。審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（下川 安君） ありがとうございます。

続きまして、4番、5番は同じ委員ですので、続けてお願いいたします。

○16番（高島 尚君） 農業委員16番、高島です。

申請農地は貸人の農業者年金受給のため、親子間での使用貸借権を設定するものであり、何ら問題ないと思われまますので、御審議方、よろしくをお願いいたします。

続きまして5番ですけれども、5番につきましては、愛知県在住の譲渡人の要望によりまして、申請地の近隣に農地を所有する兄へ贈与するものであり、問題はないと思われまますので、御審議方、よろしくをお願いいたします。以上です。

○議長（下川 安君） ありがとうございます。

続きまして、6番をお願いいたします。

○18番（田上靖晃君） 農業委員18番、田上です。6番の案件について説明します。

申請農地は親子間の使用貸借を希望する農地です。農業者年金受給のため許可相当と認めます。以上です。

○議長（下川 安君） ありがとうございます。

3条申請につきましてそれぞれの説明が終わりました。皆様のほうから御意見、御質問はありませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（下川 安君） 御意見、御質問がなければ採決のほうに移りたいと思います。

議第39号農地法第3条の規定による許可申請6件につきまして、原案どおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） ありがとうございます。採決の結果、異議なしと認め、議第39号につきましては許可することに決定いたしました。

それでは続きまして、議第40号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。件数は1件です。

それでは、事務局のほうから説明をお願いします。

○事務局長（小山 博君） 事務局、小山です。4ページをお願いいたします。

議第40号農地の転用許可申請について。農地法第4条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。令和4年8月5日提出。玉名市農業委員会会長、下川 安。

1番、申請物件が横島町横島の田486㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、おおむね10ha以上の一団の農地内に所在する農地で、第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可となるところですが、住宅であり、集落に接続して設置されるものとして例外的に許可は可能となっております。

以上1件、合計486㎡につきまして、申請内容を農地転用許可基準全ての項目

ごとに適合するか審査した結果、いずれも不都合のないものと判断し、御提案しております。去る8月3日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） 事務局の説明が終わりましたので、委員の説明をお願いいたします。

○16番（高島 尚君） 16番農業委員、高島です。

申請地は国道501号から南西に1km程度入った場所です。申請人は現在実家住まいで、現在の住まいが手狭になったため、申請人の実家に近くに個人住宅の建設を計画しているものです。転用面積につきましては486㎡、建築面積115.1㎡となっております。

申請地は北側を宅地、東側を道路、南側を宅地、西側を水路で囲まれており、西側水路との境界にはコンクリート擁壁が設置されております。申請地自体は平坦ですが、南西部分が一部低くなっていることから、盛土工事を行い整地いたします。また、申請地の敷地内にボーリング井戸を設置し、上水を確保し、生活排水、汚水につきましては、申請地の東側道路に下水道が通っておりますので、その施設を利用いたします。雨水については、自然浸透のほか集水桝を設け、西側の水路に流すとのことです。工事に際しましては被害がでないよう留意し、万が一被害が発生した場合、申請人が責任を持って対処するとのことです。

現地調査をした結果、特に問題はないと思っておりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（下川 安君） ありがとうございます。ただいま4条申請について委員の説明が終わりましたが、皆さんのほうから御意見、御質問はございませんでしょうか。

（はいの声）

○推3番（田中正通君） すみません。私委員の代理でこっち来ました。採決でどうか参加するものでしょうか。

○事務局長（小山 博君） いや、議決は農業委員だけです。

○推3番（田中正通君） わかりました。

○議長（下川 安君） 御意見、御質問がなければ採決のほうに移ります。

議第40号農地法第4条の規定による許可申請1件ですけれども、原案どおり許可することに異議のない方は、挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） ありがとうございます。

採決の結果、異議なしと認め、議第40号につきましては許可することに決定い

たしました。

続きまして、議第41号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。件数は6件です。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局長（小山 博君） 事務局、小山です。5ページをお願いいたします。

議第41号農地の転用許可申請について。農地法第5条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。令和4年8月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

1番、申請物件が滑石の畑226㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

2番、申請物件が三ツ川の畑505㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

3番、申請物件が岱明町高道の田459㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、おおむね10ha以上の一団の農地内に所在する農地で、第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可となるところですが、住宅であり、集落に接続して設置されるものとして例外的に許可は可能となっております。

6ページをお願いいたします。

4番、申請物件が横島町横島の田335㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、駅、市役所等からおおむね500m以内の区域内にある農地であり、第2種農地と判断しております。報告第21号3番と関連しております。

5番、申請物件が横島町横島の田499㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

6番、申請物件が天水町小天の畑292㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、おおむね300m以内に市役所、駅、インターチェンジ等が存在する農地で、第3種農地と判断しております。報告第23号2番と関連しております。

以上6件、合計2,316㎡につきまして、申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか審査した結果、いずれも不都合のないものと判断し、御提案しております。去る8月3日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） 事務局の説明が終わりましたので、受付番号1番から順に委員の説明をよろしくをお願いいたします。



それでは1番をお願いいたします。

○4番（岡田正治君） 4番農業委員、岡田です。

場所は小学校からですね、300mぐらいの南西方面に位置し、南側に道路、宅地の奥に畑があり、そこを転用されるということです。また事業面積は393.94㎡、進入時に167.94㎡、奥の転用面積は226㎡となっております。給水排水計画では既存の水道を使用し、また雨水については浸透枳により自然浸透、オーバーフロー分については隣接の市道側に流出いたします。生活排水、污水については、合併浄化槽を設置し、側溝に流出させます。境界については盛土をし、擁壁にて土砂の流出を防ぐようにするそうです。被害が生じた場合は申請者が責任を持って解決すること、以上、何ら問題はないかと思われま。

よろしくをお願いいたします。

ただですね、この場合はですね、南側が家が建ってしまった場合、奥にですね、3畝か4畝ぐらいの農地があるんですよ。家が建った場合にそこにトラクターが入っていけんと。今はその地主がですね、まだ若いというか63歳か、この前行ったときにはきれいに草刈りしてあったですけど、ある程度歳を重ねたら嫌になってゆくゆくは放棄しなはるよというところであります。

この前、隣の要するに家を建てる人のおやじさんですかね、来られてて、私が管理してあげますよと、ああ、それだったら放棄しなはらんでよかですね、ぜひそういうふうに持っていきたいですね、今そういう形に動いていますけど、地主がですね、もうよかて、そういうことをしてくるんとなった場合には、将来ですね、放棄地という可能性は十分にあり得ます。そういうところをですね、認可していいんやろかと、どがんだろかと、私は本当ようわからんから、今思っここで相談しておりますけれど、そこがなかった場合は何ら問題はないかと思うんですよ。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（下川 安君） ありがとうございます。

続きまして、2番をお願いいたします。

○推9番（平野雅久君） 推進委員9番の平野です。

現場はですね、旧小学校より北西に1kmほど行ったところにあります。この物件はですね、親から子どもへの譲渡というような感じになります。南側は市道に面して、東側が住宅に接しております。それと西側と北側は畑に接しております。面積は505㎡で、個人住宅の施設面積が106㎡という格好になります。

民家の場合は現地調査で確認しましたがけれども、給水は上水道を利用、生活排水は合併処理槽を通して道路側溝に排水すると。それと雨水は枳等を設置して道路の側溝に排水するということになっています。それと申請地を50cmほど盛土すると

いうことで、近隣に迷惑はかからないかということでしたけれども、それはほとんど影響がないというようなことです。それと、もしいろいろな形で損害が発生した場合は、責任を持って対処するとのことでした。

よって、報告は以上ようになります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（下川 安君） ありがとうございます。

続きまして、3番をお願いいたします。

○13番（中島浩輔君） 農業委員13番、中島です。3番の案件について説明いたします。

目的は個人住宅です。譲渡人と譲受人は親子関係です。場所は玉名市の岱明支所より南のほうへ500mほど行ったところですが、北側は道路があり、その道路との段差が約50cmほどありますけど、その面に排水路が通っています。道路の高さと平行にするために盛土をされますが、進入路以外はL型擁壁かブロックをされる予定です。まだ今のところどちらにするかまだ決められておりませんでした。西側は母屋です。譲渡人の一緒に住んでおられる母屋ですね。東側は譲渡人の田があり、南側は住宅が建っております。給水については、北側の市道の公共上水道を利用し、生活雑排水及び汚水は、同じく下水道を利用されます。雨水については自然浸透を基本に、集水したあと道路の排水路に流出されます。

現地調査の結果、問題ないものと思われました。審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

○議長（下川 安君） ありがとうございます。

続きまして4番をお願いいたします。

○2番（高田優子君） 2番農業委員、高田です。4番の案件を御説明いたします。

貸人と借人は祖父、孫の関係で、使用貸借権の設定です。転用目的は個人住宅でございます。土地の選定理由としましては、両親の住居に近く、周辺に住宅やアパートも建ち並ぶ環境で、道路にも面しているところから、住宅を建てる土地としては適しているので選定したということでございます。

事業の目的及び必要性としましては、現在、家族4人でアパート生活をしておりますが、子どもの成長に伴い手狭になったものですから、住宅計画を立てたということでございます。個人住宅で木造2階建て、給排水計画としましては、給水方法は地下水を採るということです。雨水、生活雑排水、汚水それぞれの処理方法ですが、雨水は浸透枳にて地下浸透させるということで、オーバーフローした雨水は東側の市道の側溝へ放流するということです。汚水、生活雑排水は、東側に市道敷地内の公共の下水道がありますので、それに放流するということでございます。

なお、被害防除計画としましては、被害が生じないように十分注意するということ

とですが、万が一被害が生じた場合は迅速に対処するということでした。また、近隣への農地の被害防除策としましては、雨水、土砂の流出や周辺農地への被害が万が一発生した場合は、迅速に責任を持って対処するということをございました。

現地調査をしました結果、何ら問題なく許可相当と思いますが、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（下川 安君） ありがとうございます。

続きまして、5番をお願いいたします。

○16番（高島 尚君） 農業委員16番、高島です。5番の案件について御説明いたします。

申請地は国道501号より北東方面に約500mほどのところですが。現在譲受人は借家に住んでおり、借家が手狭になってきたため、申請人の実家近くに個人住宅の建設を計画しているところですが。

申請地は、北側、東側を道路、南側を宅地、西側を水田で囲まれております。転用面積につきまして499㎡、建築面積151.39㎡です。申請地は道路より50cmほど低いため、道路と同じ高さまで盛土をし、また隣地に土砂が流出しないよう水田との境界には擁壁を設ける予定です。給水方法は、申請地の南側が譲受人の父親の居住地であり、実家の上水管から支管を設ける予定です。生活雑排水、汚水につきましては、申請地の北側道路に集落排水の施設が通っておりますので、その施設を利用し、雨水については自然浸透のほか集水柵を設け、西側にある水路に放流いたします。万が一被害が発生した場合は、申請人が責任を持って対処いたします。

以上、現地調査した結果、特に問題はないと思いますので、御審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

○議長（下川 安君） ありがとうございます。

続きまして、6番をお願いいたします。

○18番（田上靖晃君） 農業委員18番、田上です。6番の案件について説明します。

この案件は前回の第7回総会で議決されたものでありますが、借人を1人で申請すべきところ2人連名で申請してしまったことから、許可証を返納し、再度許可申請されたため改めて審議をお願いするものであります。

借人以外の内容については、前回後藤委員から説明があったとおりであります、改めて説明いたします。

申請地は、玉名市天水支所から南東に約300mの県道1号線に沿った農地で、100m圏内に銀行、病院、小学校がある場所です。申請人は現在玉名市大倉に住んでおりますが、現在の住まいが手狭になり、祖父方の近くの祖父の土地を借り受

け、個人住宅を計画しているものです。転用面積は292㎡で、施設面積は100㎡の住宅を現況の土地形状のまま建設する計画です。給排水の計画については、給水はボーリングの水源を引き込み、生活雑排水については合併浄化槽を設置し、東側の排水路から道路側溝に流し、雨水についても道路側溝に流すということです。万が一被害が発生した場合は、転用者が責任を持って対処するとのことでした。

以上、現地調査した結果、特に問題はないと思います。御審議よろしく申し上げます。以上です。

○議長（下川 安君） ありがとうございます。

今、委員の説明がありましたけれども、先ほど1番の件で岡田委員のほうから指摘があった件なんですけれども、その1番については岡田委員としてはどうなんですかね。

○4番（岡田正治君） やっぱ農地法というか農業委員会として。

○議長（下川 安君） 許可基準からすると別に問題はないのかどうか。

○4番（岡田正治君） 建てるという意味での基準からしては全然問題ないと思います。ただ、近い将来、今、要するにですね、さっき言ったごと家を建てる人のお父さんですかね、が、俺が管理してやるということやったらベストな状況になると思うんですよ。ただ地主がですね、もうよかと、こっちでするけんとなったらですね、厳しい状況におかれると思うんですよね。農業委員会としては、ゆくゆくは放棄地となることをわかっと思って家建ててよかつねと、認めるとということになりませんか。

○事務局次長（宮本真由美君） そこは図を使って説明します。

今回の申請地はここになるんですけど、以前農地への道がないときには、「せめてトラクターが入るくらいを確保しておいてください」というようなやり取りがあったのを覚えてたので、今回の現地調査のときにちょっとお願いをしてみたんですけども、そしたらこの家を建てられる義理のお父さんは、ここに家を建てるとのことについては、「はいはい」ということだったので、あとは何もしませんでした。他人の農地もあるからといってなぜ通らせなきゃいけないのかというようなお話もあったので、「今はまだ草刈りとか管理をしてもらうからいいけれども、それから何十年かして、もうどこからも入れず草刈りをしてもらなくなったときには荒れ放題になりますよ」というお話をすると、「じゃあこの所有者がこの農地を売りますておっしゃったときには買っていい」というお話をされたんです。それでまだそこまでは今、お話は聞いてないので、今後ここが耕作放棄地にならないような手立てができることを条件として、今回許可をしたらどうかなあと事務局側としては思っているところです。

○係長（園木俊範君）　ここが農地、農地、宅地、宅地、宅地です。ここに行く道というのが、進入路が今までこちらの道から端っこのほうを通過してから、農地の管理だけをされていたんですけども、家がここに建つことに伴って、進入路の（「その下は何もないの」と呼ぶ者あり）下は何もないです。空き地ですね。（「空き地」と呼ぶ者あり）

○事務局次長（宮本真由美君）　そこもですね、なんか宅地の納屋みたいなのが建ったんですけど実際壊されて、ここが実家になるのかなこのあたり多分、だから道路用で進入路として使われるんですけど、この農地の人は多分こっちは通されないようです。

13番（中島浩輔君）　農業委員13番、中島です。

真ん中の今、問題になっている赤い斜め斜面のその上のほうの田ん中と、今事務局の方が言われたけど、そのほうの進入はどうやってされていらっしゃいますか。

○事務局次長（宮本真由美君）　こっちはですね、こっちのほうに通り道があるんですけど、多分こことここは段差が。（「水路だったろ」と呼ぶ者あり）

○4番（岡田正治君）　水路はあつとかな、水路があつて1段低いんですよ。ここは水田です。こっちは引かれん。赤いところは1段高くなってる。

○13番（中島浩輔君）　ちょっと農地か家があるのか空き地なのか、それをちょっと表示してもらえんですか。

○事務局次長（宮本真由美君）　ここは宅地。

○13番（中島浩輔君）　ああ、家。

○事務局次長（宮本真由美君）　ここは農地です。

○13番（中島浩輔君）　農地。

（図面説明で複数の声あり）

○4番（岡田正治君）　このへん一体高いところです。こっちは空き地があつとじゃないかな、この道が。俺が年取ったらここは通してやるけん。ぼってんわからんですよ、知らんかったら、いつなるかわからんぞみたいな感じで、話をしたことがある。聞いたらですね、ここは親戚の家、土地で。（「その人がおらっさんごとならしたときが」と呼ぶ者あり）まあ、なあなあでいきよつたんでしょね、いとこらしいですから。そしてこの亡くなった人の息子が市場において、いとこの人に、もう売ったばいという話はしたらしいです。事前に売るけん売って言ってた赤の畑ですね、の人が、そこをかうなり、また土地をどっか変えるなりいろいろ対処してきたのという話をしよつたですね。だけんいきなり売ったけんという話がきたらしいのでどうしようもない。いやいや、南側ば売ったけん。息子はね、南側の土地ば売ったけん、すぐ私に、売ったけんという話がきたと。あらもう売るけ

んねと前もって言うときば別の対処法があったらうと、連絡をきたのが売ったけん  
ということでしたいね。

(「水田ですか、上は畑ですか」と呼ぶ者あり)

あそこは畑ですよ、多分。それで1段高いところで。

(「進入経路は」と呼ぶ者あり)

なかったいなあ。

(「畑ば減らして、畑ば分けてやるどころを作るとたいな」と呼ぶ者あり)

だけん、一番よかつは、家を建てらす人のお父さんに管理してもらうと。しかし、  
将来的にはですよ、そこは家を建てる人に買うてもらう形に持っていかないかと  
やないかなあと思います。それが一番ベストだと思います。

(「あのへんは家を建てられんど、向こうのほうに田んぼとかある」と呼ぶ者あり)

(「農用地ば買うという話だけれども、それは建築法上は許可は下りるんですか。  
その赤い縦のラインの下の、それを道路に地主さんが貸してやるということでしょ  
う」と呼ぶ者あり)

○2番(高田優子君) どうして貸さなんですかて言うてから反対ですよ。貸さないて。  
なぜ通してやらなんですかていうことたい。

○4番(岡田正治君) やっぱりそれは本音でしょう。何で通さなんとて言いたくなる  
のが本音と思いますね。

(「そうじゃないと建築許可は下りんとでしよう、道路がないわけだけん、もとも  
と、そこに下りるでしよう。やっぱり下まで買わんならば」と呼ぶ者あり)

○2番(高田優子君) いやいや、家を建てることは問題ない。

○4番(岡田正治君) 赤いところの下ですよ。

(「下に家は建つとるわけだけん、その奥がもう入り口がうまるけん」と呼ぶ者あ  
り)

○2番(高田優子君) だけんそこだけ残るから、後先荒れてしまうですよというこ  
とで心配されているんですよ。

○4番(岡田正治君) もう放棄地みたいになるですよ。

(「下の進入路はどこや、下や。実家や」と呼ぶ者あり)

○4番(岡田正治君) いやいや、そこに家が建つところですよ。

(「ああ、そこに建つと」と呼ぶ者あり)

○4番(岡田正治君) 家だけだから。

(「その下は何ね」と呼ぶ者あり)

○事務局次長(宮本真由美君) ここは宅地です。

○4番(岡田正治君) 宅地です。家が建つとるところです。

○事務局次長（宮本真由美君） 小屋かなんかあったんですけど、それは今は解いて更地になっています。

（「そこば通させて言わずとじゃなかつたろたいな」と呼ぶ者あり）

（「だけん畑ばやって、そこば自分にもらうとよかたい」と呼ぶ者あり）

（「最初からここにあげてくる段階で、ちゃんと周りの人と相談しとかんとそがんふうになっていくよと」と呼ぶ者あり）

（「そこはあれですよ、家が建つするには5 mかなんかですかね、家は、その道路というのはあるんですか」と呼ぶ者あり）

（「いや、その下のほう、そこに建つんでしょう」と呼ぶ者あり）

○事務局次長（宮本真由美君） ここが進入路です。もともと宅地のところですよ。

（「そこにちゃんとした道路がなければ、そこに建築許可は下りんじゃないんですかね」と呼ぶ者あり）

○事務局次長（宮本真由美君） ここが宅地の部分を使って、道路にされます。

○4番（岡田正治君） 通路として。

○事務局次長（宮本真由美君） こっちの部分は、反対側の実家のほうが所有されます。

せめてここの農地にトラクター1台でも通るよう引いてもらっていいですかとお話をしてみたんですが、「いや、いや」それはできないと。

○17番（中山一久君） ここで農業委員会は許可したんでしょう、これに載せてあるけん。

○2番（高田優子君） だけん農業委員会的には全然問題ないわけですね、問題はないからね。問題なかっただけ、ただ先々のことを考えて心配しよるといことです。

○17番（中山一久君） 俺たちが許可せんとなら、家と田んぼだけん。

（「個人住宅として許可したということは」と呼ぶ者あり）

（「だから先の畑が死んでしまうという」と呼ぶ者あり）

（「死んでしまうですよ」と呼ぶ者あり）

○事務局次長（宮本真由美君） そう、ここがですね、だから近隣の農地に何も問題ないですかというのが、現地調査のときに初めて道が何もないんじゃないですかというのがわかったので、協議をしたところだったんです。こちらの所有者さんがもし売ると言われるなら、農業者の資格を持ってらっしゃるので、お父さんに買ってもらうといいと思っています。

○議長（下川 安君） だけん許可基準があるよね。許可基準で、そういう状態のときに許可基準で弾かるっかいね。許可基準があるけんなあ、だからこげんしたら農地が農地で、まあ農地は農地のまま残るよね、将来的な話たいな。農地は農地だけんが就農はできても、将来、10年後に耕作放棄地になるかもしれませんよというて

から、許可するわけにもいかんとたいなあ。

○事務局次長（宮本真由美君） この農地のことを考慮して。

（「あとあと文句言わっさんなら別にいいんだけどね」と呼ぶ者あり）

○2番（高田優子君） 管理ばするて言われるわけでしょう、結局建てる人のお父さんが自分が管理ばするよと。

○4番（岡田正治君） ただ地主がですね、もうよかかって言う可能性もあつてほしいね。

（「今のところはお父さんが管理をするっていう話でしょう」と呼ぶ者あり）

○4番（岡田正治君） 話はね。

（「話はあつとでしょう。管理ばするっていう話」と呼ぶ者あり）

○4番（岡田正治君） ばってん、その人は地主じゃないから。

（「地主じゃなかですか」と呼ぶ者あり）

○4番（岡田正治君） だけん先ほどお電話したら、今度会うて話してみるけんとなかなか行つとらんらしいです。だけん農業をしたいと、農業委員会として放棄地になつとが一番怖い。

（「その入り口のない田んぼの面積はどのくらいあつとですか」と呼ぶ者あり）

○事務局次長（宮本真由美君） 688㎡。

○4番（岡田正治君） 何坪くらいあると。

○事務局次長（宮本真由美君） 1坪81。

○2番（高田優子君） 地主さんは今のところ管理ができるけど、岡田さんが心配されているのは、結局この先いつまでできるかということで、耕作不向きになる可能性があるんで、そこで懸念されるわけでしょうからね。今の段階では。

○4番（岡田正治君） そうですね。耕作放棄地になるとわかっつて認可を出せるかということです。ここまできてもう家建てられんよてはでけんですもんね。だけんよか方法ば見つけなんですね。

○2番（高田優子君） 結構あつとですよ、結局家建てててですね、横島にもあるんですよ、もう建ててしまつて横のほうが使い物にならんところがあるんですけど、それは仕方がないという状況でですね。結局ですね、地主さんがおるから何もつくらせん、もう結局その一点張りなんですよ、ありますよ。

○4番（岡田正治君） あるだろうね。

○事務局次長（宮本真由美君） 今は管理だけです。

（「何も作ってなかと」と呼ぶ者あり）

○7番（田端末雄君） 作物は作らんで、ただ荒らさんようにしてあるだけたいなあ。

○事務局次長（宮本真由美君） 自分が歩いて草刈り機を持っていくぐらいのスペース



しかないわけですね。（「あぜ道しかないということか」と呼ぶ者あり）

いろんな機械とか。

（「買うてもらうか。道は通してもらわないかんですよそらあ」と呼ぶ者あり）

○4番（岡田正治君） ゆくゆくはそういう関係になるべきだとは思うですたいね。

○7番（田端末雄君） 条件付きで買取する感じで許可すつとよかたい、そこば。

（「条件付きで」と呼ぶ者あり）

○17番（中山一久君） もう着工は8月20日てしてあるですよ。

○推3番（田中正通君） 道路ば通す余裕もなかっでしょうかね、ここまで建ちますという形で。その2mぐらいの道路を通す余裕もなかですか。

○4番（岡田正治君） なかったです。

○推3番（田中正通君） なら買ってもらわなんたいな。ぼってん地主さんから言われないことには。

○4番（岡田正治君） 本来、理由ば言うて今さら駄目ですよて言えんけん、これは申請どおりに許可を出して、後々この上の土地も何とか対処するという形に持っていかなしよなかですたい。

（「家も建てられんたい、その後ろのほう」と呼ぶ者あり）

（「建てるとき言うていいよったけん」と呼ぶ者あり）

だけん、さしより今のところ息子のほうが隣の人に、将来的にゆくゆく畑ば隣の人に買うてくれんですかと、買いなっせていう形が一番ベストですたい。

○2番（高田優子君） 結局このあいだですね、横島でもですね、家の持ち主の家の横が田んぼだったっです。結局そこの売買があって売買をしたんですけれども、結局、全然そこの田んぼに行くためにはそこの家の私有地を通していかないかんというところがですね、田舎で知っている人だったもんだから買われたんですよ、そこを実際問題として。道がないんですね、絶対、だから、今のところをそこを通っても問題ないんだけど、結局は先々通られんていうことも考えられるわけですよ。だから、結局の今の段階ではそこで許可をもらって、その隣接する家ですね、そこからちょっと作っていただくということで相談をしたんですよ。だから、そんなふうにして一つ一つクリアしていかんと、やっぱりそういうところは多いですよ、実際問題としてですね。だから、今はそんなして管理ができていけどということはいっぱいあると思います。

○議長（下川 安君） そういうふうにし合ひができている訳でしょう。そして話し合った結果はまだ分からないとでしよう。

○4番（岡田正治君） 結果はわからんです。

○議長（下川 安君） まだ今日じゃなくても。そのときはもう一回話し合ってもらっ

て、その結果をもって次のときに許可を出すということ是可以する。

○4番（岡田正治君） 1回遅れるとですか。

○議長（下川 安君） それはどうなんですか。着工は。

（「たしか8月20日じゃなかったかなあ」と呼ぶ者あり）

（「8月20日に着工になってる」と呼ぶ者あり）

（「書いてあるたい、着工は20日」と呼ぶ者あり）

（「これはもう20日なら、許可で相談してみる。ちょっと時間がもう」と呼ぶ者あり）

○4番（岡田正治君） 安心させるためにも許可出して、あとはこっちで何とか話をしてみるというふうに。

○議長（下川 安君） そのへんは岡田委員のほうで上のところはしっかり話してもらうということでもいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ではすみません。（「いいですか」と呼ぶ者あり）はい、どうぞ。

○13番（中島浩輔君） 農業委員13番、中島です。

今の内容を全体的に事務局のほうから、全部どういう感覚でということ報告してもらって、最終的方向性ばしてもらおうと、各地区の担当のときどうなのかということも勉強になりますので、締めをちょっとお願いします。

○事務局長（小山 博君） 事務局、小山です。ただいまの件は、提案された転用申請は、農地法上に不都合はないというところで、議案提案として農地法上の今後採決です、許可するとして、今、出された懸念されることにつきましては、次回は今日の許可から着工まで時間はないんですけど、委員のほうでもともと話をしに行かなんというようなことでありましたので、今回の審議は農地法上の許可の会議をするものであって、今、懸念される問題につきましては、委員を中心に解消に向かわれるということになりました。ということで議長のほうで採決を諮っていたきたいと思います。

○議長（下川 安君） それではですね、先ほどありましたように、農地法第5条の許可申請6件についてなんですけれども、受付番号の1番については、先ほど、今、事務局長のほうから説明がありましたけれども、農地法上の許可基準からすれば許可をせなんかなあということなんですけれども、将来的にその部分の農地が耕作放棄地になる可能性があるんで、そのへんのところはどうかというようなことで、委員のほうからそういうのがありましたので、懸念があるということなので、そのへんについては委員のほうで申請者と農地の方たち、地権者ですかね、そのへんのところで話し合いをして、耕作放棄地にならないような形で話し合ってもらおうということで行こうということ今のところ思っています。そういうことで農地法のこ

の許可については、出してもいいんじゃないかなということなので、そういうところで今、落ち着いているところです。

そういう話の中で、議第41号の農地法第5条6件、1番以外にほかに何か御意見とかなんかありましたら。（「いいですか」と呼ぶ者あり）どうぞ。

○6番（土田健一君） 農業委員6番の土田ですけれども、この6番の案件が、先月にこれは夫婦で奥さんも含めて農地部分2分の1で許可を受けとったんですね。それで可決されとったんですけど、今回、旦那さんのほうだけですか、それはどういう意味でそういう形に、例えば所有権の問題とかなるんですか。

○18番（田上靖晃君） 孫のほうだけに貸すということですかね。奥さんとは、じいちゃんとは、（「関係がないけん」と呼ぶ者あり）すみません、農業者年金の関係もあるので。

○6番（土田健一君） ああ、年金の関係も、はい、わかりました。

○議長（下川 安君） ほかに何か御意見、御質問がありましたら。

（なしの声）

○議長（下川 安君） では、なければ採決のほうに移りたいと思います。

それでは、議第41号農地法第5条の規定による許可申請6件につきまして、原案どおり許可することに異議がない方は挙手をお願いしたいと思います。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） ありがとうございます。

採決の結果、異議なしと認め、議第41号につきましては、許可することに決定いたしました。

次に、議第42号農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。件数は15件です。

事務局のほうからお願いします。

○事務局長（小山 博君） 事務局、小山です。7ページをお願いいたします。

議第42号農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、次のとおり決定する。令和4年8月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

今回、8ページから9ページの総括表、10ページから11ページまでの集計表のとおり、玉名市長より意見を求められております。

今回、所有権移転が3件、5,043㎡、利用権設定が9件、55,758㎡、合計12件、60,801㎡の集積で、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断し、御提案しております。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） 事務局の説明がありましたけれども、皆さんのほうから御意見、御質問ございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（下川 安君） なければ採決のほうに移りたいと思います。

議第42号農用地利用集積計画の決定、15件につきまして、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） ありがとうございます。

採決の結果、異議なしと認め、議第42号につきましては、原案どおり決定いたしました。

-----○-----

## 5. 報 告

○議長（下川 安君） 次に、報告に移ります。

報告第21号農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について、報告第22号農地の形状変更届について、報告第23号許可書返納届についての3件を事務局より報告をお願いいたします。

○事務局長（小山 博君） 事務局、小山です。12ページをお願いいたします。

報告第21号農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について。農地法第18条第6項の規定による合意解約及び農地使用貸借解約が成立した旨の通知を受理したので報告します。令和4年8月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

今回、12ページから13ページまでの7件、合計24,752㎡の解約通知を受理しております。

続きまして、14ページをお願いいたします。

報告第22号農地の形状変更届について。下記農地の形状変更届がありましたので報告します。令和4年8月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

今回、1件、590㎡の届出を受理しております。

続きまして、15ページをお願いいたします。

報告第23号許可書返納届について。下記の物件は、農業委員会許可後に許可書返納の届出がありましたので報告します。令和4年8月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

1番、令和4年7月5日に使用貸借権設定により農地法第3条許可いたしました30筆、計18,575㎡について、記載されている理由により返納届出を受理しております。

続きまして16ページをお願いいたします。

2番、令和4年7月5日に使用貸借権設定により農地法第5条転用許可いたしました天水町小天の畑292㎡について、記載されている理由により返納届出を受理しております。

以上、報告を終わります。

○議長（下川 安君） これで本日予定の議案審議と報告が終わりました。

-----○-----

## 6. その他

○議長（下川 安君） 引き続きその他に移りたいと思います。その他について皆さんのほうから何かありませんでしょうか。

-----○-----

## 7. 閉 会

○議長（下川 安君） なければ、これをもちまして令和4年第8回農業委員会総会を閉会いたします。

慎重なる御審議まことにありがとうございました。

-----○-----

閉 会 午後3時20分

以上のとおり、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名捺印する。

令和4年8月5日

玉名市農業委員会会長          下川    安

農   業   委   員                      澤村   哲志

農   業   委   員                      木村   昌治